

広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱

(通則)

第1条 医療介護総合確保促進法第4条に基づく広島県計画に定める事業のうち、広島県地域医療介護総合確保事業補助金を活用して行われる事業の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

(事業内容)

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とする。

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(1) 病床機能分化・連携促進基盤整備事業

ア 目的

この事業は、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等に係る自主的な取組を支援することにより、病床の機能の分化及び連携を推進することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院又は有床診療所とする。

ウ 事業内容

(ア) 回復期病床への転換に係る事業

回復期以外の病棟(室)を地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括医療病棟入院料を算定する病棟(室)へ転換(事業を実施する施設において10床以上の病床転換を伴うものに限る。)する際に必要となる施設・設備整備に対する支援を行う。

なお、この事業を実施する施設については、病床機能報告において、整備後に「回復期病床」と報告することとする。

(イ) 医療機関の事業縮小に係る事業

各圏域において過剰とされている病床を削減(事業を実施する施設において10床以上の病床削減を伴うものに限る。)することに伴う次の取組に対する支援を行う。

- a 不要となった病棟(室)等を他の用途へ変更(機能転換を除く)する際に必要な施設整備
- b 不要となった建物・医療機器の処分
- c 職員の早期退職に要する経費

(ウ) 複数医療機関間の連携による病床再編事業

複数医療機関間で合意した再編計画(計画全体で10床以上の病床削減を伴うものに限る。)に基づき実施する次の取組に対する支援を行う。

- a 病床再編に伴い必要となる施設・設備整備
- b 地域の医療提供体制を維持するために必要となる施設整備
- c 病床再編に伴い不要となった建物・医療機器の処分及び医療機器の移転(事業を実施する施設において病床削減を伴うものに限る。)
- d 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費

エ 留意事項

補助事業者が次の事項に該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ただし、知事の承認を受けた場合はその限りでない。

(ア) ウ(ア)に掲げる事業を実施する補助事業者が、事業完了の日の属する年度の終了後 10 年以内に当該事業により整備した回復期病床をそれ以外の病床に変更又は削減した場合

(イ) ウ(イ)に掲げる事業を実施する補助事業者が、事業完了の日の属する年度の終了後 10 年以内に当該事業により削減した病床機能を増床した場合

(ウ) ウ(ウ)に掲げる事業を実施する補助事業者が、事業完了の日の属する年度の終了後 10 年以内に当該事業により整備した再編計画を変更した場合

オ その他

(ア) ウに掲げる事業を実施するに当たっては、その事業内容が、事業を実施する施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認されたものであることが必要である。

(イ) ウに掲げる事業を実施するに当たり、補助事業者は実施年度までの直近 5 年間にわたり継続して、医療法第 30 条の 13 に基づく知事への報告を行っていることが必要である。

(略)

(雑則)

第 3 条 この要綱に基づく事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 8 日から施行し、平成 26 年 12 月 17 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 3 日から施行し、平成 27 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 9 日から施行し、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年９月２４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年３月１１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年８月１７日から施行し、令和３年４月１日から適用する

附 則

この要綱は、令和４年１０月４日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年３月１６日から施行し、令和５年３月１７日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年１１月３０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年１月３１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年３月９日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月２２日から施行し、令和８年４月１日から適用する。